



# 第5章 計画の進行管理

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の普及啓発



## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の進捗管理

本計画を推進するためには、計画の進捗管理と評価を行う仕組みが必要です。地域福祉に関する事業の実施状況の点検・評価・改善へと結びつけていくため、庁内関係各課による庁内進捗管理体制づくりを進めます。

また、進捗状況の点検及び評価を計画中間年である平成23年度並びに最終年の平成25年度に行います。

### 2 計画の普及啓発

本計画を市民のものとするため、この計画書を主要施設や社会福祉事業者、関係団体、専門機関などへ配布するとともに、広報に特集を計画したりホームページなどを通じて効果的に広く市民に周知を図ります。

まず、毎年実施される地区ネットワーク会議、研修会やイベントにおいて参加型の「手引き」を作成利用し、計画の内容について情報提供を行い、地域福祉推進の必要性についての理解を深めます。次に、それぞれの主体が協働して取り組むべき方策についての議論を深め、主体的な協力や参加を求めるとともに、市の施策に反映していきます。